

令和2年度第1回野田市自立支援・障がい者差別解消支援
地域協議会 次第

日 時 令和2年7月3日(金)
午後3時15分から
場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 専門部会の委員の指名等について

(3) 日中サービス支援型共同生活援助の「報告・評価」について

(4) 地域生活支援拠点等について

5 その他

6 閉 会

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会本会 委員名簿

令和2年7月3日現在

氏名	任期	選出区分	所属団体等	備考
岡田 吉郎	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人 野田市医師会	
柄澤 隆一	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	障害者就業・生活支援 センターはーとふる	
清本 健二郎	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	中核地域生活支援 センターのだネット	
小林 公平	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市立こだま学園	
金剛寺 守	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	柏人権擁護委員 協議会野田部会	
清宮 絹江	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市民生委員 児童委員協議会	
高峰 啓三	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人円融会	副会長
田中 洋介	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田市社会福祉協議会	
中野 徹也	令和2年7月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人野田市社会福祉協議 会（野田市成年後見支援センター）	
並木 徹	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田市障がい者基幹相談 支援センター	
野村 祐一	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	社会福祉法人 野田みどり会	
張替 初美	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	千葉県司法書士会 柏支部	
増田 雅樹	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は 権利の擁護に関連する職務に従事する者	野田芽吹学園	
大野 祐子	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
加藤 満子	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	会長

小俣 文宣	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
吉岡 靖二	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体 連絡会	
荒木 なおみ	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	千葉県野田健康福祉セン ター地域保健福祉課	
池田 亜由美	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市保健センター	
海老原 孝雄	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市商工観光課	
太田 義則	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市消防署	
鈴木 恵太	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談所	
須田 光浩	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市子ども家庭 総合支援課	
松浦 雅子	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	千葉県立 野田特別支援学校	
宮崎 英雄	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	人権・男女共同参画 推進課	
森 一貴	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	千葉県野田警察署 生活安全課	
柳下 信雄	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	松戸公共職業安定所 野田出張所	
山田 桂一	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市教育委員会 指導課	
山本 茂	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市人事課	
渡邊 宏治	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	関係行政機関の職員	野田市介護保険課	

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき障がい者への支援の体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。
- (2) 障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者
- (2) 障がい者団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名した者並びに委員の推薦に基づき市長が委嘱した者及び職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障がい者支援課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

議題1 会長及び副会長の選任について

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第5条第2項の規定により、会長及び副会長を委員の互選により選任するもの

会 長	
副 会 長	

議題2 専門部会の委員の指名及び推薦について

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱第7条第2項の規定により、委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会委員及び職員のうち市長が任命した者

権利擁護部会（案）

	推薦委員氏名	選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会委員	五十嵐 孝子	中核地域生活支援センターのだネット
	上野 友和	野田市立あすなろ職業指導所
	川崎 和夫	茨城急行自動車株式会社
	知久 たい子	野田市障がい者団体連絡会
	平井 賢吾	野田商工会議所
	藤井 美智子	野田市障がい者団体連絡会
	加藤 誠	千葉県立野田特別支援学校
	松本 尚史	野田市関宿商工会
	丸野 恵美	野田市障がい者団体連絡会
	結城 良昌	野田芽吹学園
市長による任命	伊敷 明日香	野田市介護保険課
	磯部 恵子	野田市教育委員会指導課
	川嶋 文和	野田市商工観光課
	原田 陽子	野田市人権・男女共同参画推進課
	平野 裕	野田市人事課

子ども部会（案）

	推薦委員氏名	選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	金城 和子	中核地域生活支援センターのだネット
	古谷田 美穂子	野田市障がい者団体連絡会
	鈴木 明美	野田市障がい者団体連絡会
	鈴木 千尋	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	西原 裕哉	千葉県立野田特別支援学校
	副見 君雄	野田市立あさひ育成園
	宮 由花	千葉県野田健康福祉センター
	渡辺 梨絵	野田市障がい者団体連絡会
市長による任命	秋鹿 弥由紀	野田市保健センター
	池田 亜由美	野田市保健センター
	磯部 恵子	野田市教育委員会指導課
	金安 佳子	野田市保育課
	廣瀬 康之	野田市保育課
	村山 佐知子	野田市保健センター子ども支援室
	宮下 幸治	野田市子ども家庭総合支援課

就労支援部会（案）

	推薦委員氏名	選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	池田 実代	地域活動支援センターのぞみ
	北川 綾	社会福祉法人野田市社会福祉協議会
	金澤 敏行	野田市心身障がい者福祉作業所
	金城 和子	中核地域生活支援センターのだネット
	工藤 達	就労サポート・のだ
	佐藤 大志	ウィズパートナー
	霜田 隆希	総活躍野田
	田中 大介	株式会社ホップ
	千久田 久美子	指定多機能型事業所つばさ
	内藤 鉄也	野田市関宿心身障がい者福祉作業所
	日向 直子	野田市立あすなろ職業指導所
	藤井 周	千葉県立野田特別支援学校
	藤井 美智子	地域活動支援センターきらり
	藤澤 洋一	地域活動支援センターさくら
宮野 洋子	就労継続支援B型「紙ふうせん」	
任命市長	田中 徳寿	野田市商工観光課

相談支援部会（案）

	推薦委員氏名	選出団体等
委員の推薦に基づき市長が委嘱する部会員	飯島 溪音	千葉県野田健康福祉センター
	五十嵐 孝子	中核地域生活支援センターのだネット
	市岡 武	サポートセンター沼南
	亀井 宏純	地域活動支援センターさくら
	古藤 栄一	サポート芽吹
	坂 美雪	野田市立こだま学園
	重國 剛	相談支援事業所さるびあ
	鈴木 良造	野田市障がい者団体連絡会
	中島 伸幸	相談支援事業所アイナケアプランセンター
	長妻 恵里佳	相談支援センターそよかぜ
	中村 成彦	相談支援センターいちいの木
	橋本 諭	相談支援センターあどら
	橋本 竜也	相談支援事業所ラシーク
	堀口 美千代	パーソナルサポートセンター
吉田 利恵	千葉県立野田特別支援学校	
市長任命	真屋 広希	野田市介護保険課
	福井 友規	野田市生活支援課
	村山 佐知子	野田市保健センター子ども支援室

議題2 専門部会の委員の指名及び推薦について（指名結果）

野田市自立支援・障がい者差別解消支援域協議会設置要綱第7条第2項の規定により
会長が指名した専門部会の委員

権利擁護部会

指名委員	選出団体等
金剛寺 守	柏人権擁護委員協議会野田部会
中野 徹也	野田市成年後見支援センター
並木 徹	野田市障がい者基幹相談支援センター
張替 初美	千葉県司法書士会柏支部
柳下 信雄	松戸公共職業安定所野田出張所

子ども部会

指名委員	選出団体等
小林 公平	野田市立こだま学園
並木 徹	野田市障がい者基幹相談支援センター

就労支援部会

指名委員	選出団体等
柄澤 隆一	障害者就業・生活支援センターはーとふる
小俣 文宣	野田市障がい者団体連絡会
並木 徹	野田市障がい者基幹相談支援センター

相談支援部会

指名委員	選出団体等
柄澤 隆一 委員	障害者就業・生活支援センターはーとふる
中野 徹也 委員	野田市成年後見支援センター
並木 徹 委員	野田市障がい者基幹相談支援センター

報告・評価シート

【報告日 2020年 5月 11日】

【評価日 年 月 日】

項目	【事業所記入欄】							
1 施設概要	事業者名	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪			人員配置	日中		
	指定日	令和元年	9月	1日		世話人	生活支援員	
	所在地	千葉県野田市上花輪1292-28				15人	3人	
	定員数（共同生活援助）	10人				(常勤換算後)	(常勤換算後)	
	定員数（短期入所）	1人				3.7人	2.07人	
	共同生活住居数	1戸				夜間		
	【住居の内訳】		【定員数の内訳】			世話人（夜間）	世話人（夜間）	
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪		10名			13人	人	
	ソーシャルインクルーホーム野田上花輪（指定短期入所）		1名			(常勤換算後)	(常勤換算後)	
						1.43人	人	
2 利用者状況 (令和2年5月11日 現在)	障害支援区分		人数		内訳	主な障害種別利用者人数（重複はそれぞれ記入）		
	非該当		0人			身体	総数： 3人	
	区分1		0人				主に日中GHで過ごす人数： 1人	
	区分2		0人			知的	総数： 5人	
	区分3		2人				主に日中GHで過ごす人数： 1人	
	区分4		5人			精神	総数： 5人	
	区分5		2人				主に日中GHで過ごす人数： 5人	
	区分6		1人			難病等	総数： 0人	
	合計		10人				主に日中GHで過ごす人数： 0人	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
3 利用者の主な日中の活動について	<p>・GH内で主にどのような日中サービスを提供しているか。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買物支援（同行・代行） ・通院等介助（定期受診・突発受診） ・移動支援（駅までの送迎） ・散歩 ・昼食の提供 ・訪問関係（訪問リハ・訪問美容・訪問看護） ・NHKラジオ体操（朝、夕2回） ・工作物（切り絵など） <p>・外部の日中活動サービス等の利用人数及び内容について</p> <p>前項「2 利用者状況」記載の利用者のうち、外部の日中活動サービスの利用者人数： 5人</p> <p>生活介護事業所を利用</p>	
4 利用者に対する地域生活の支援状況について	<p>・利用者に対して外出や余暇活動の支援に努めているか。</p> <p>季節毎のイベント（クリスマスや初詣など）や野田圏域GHスポーツ大会への参加。</p> <p>ご入居者様のお一人は公の場で太鼓を披露する為に、月2回程度の練習を実施する「あおいはる」へ参加しています。</p> <p>・体験的利用等のニーズに対応しているか。</p> <p>-----</p> <p>11人が利用しています</p> <p>-----</p> <p>ご自宅にて生活されていた方がご家族様の高齢化に伴うGH入居を見据えて体験される等</p>	

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価				
5 支援体制の確保について	<p>・日中・土日を含めた常時の支援体制が確保されているか</p> <hr/> <p>土日においても平日と変わらない人員配置を実施している</p>					
6 地域に開かれた運営について	<p>・家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。</p> <hr/> <p>ご家族様のご来訪については積極的に受け入れています ご事情があり、ご来訪ができないご家族様へは電話にて近況報告を実施しています。 地域住民への交流については加入している自治会様と自治会イベントへの参加など検討調整していたが、コロナの影響により時期不明の延期となりました。</p> <p>・実習生やボランティアを積極的に受け入れているか。</p> <table border="1" data-bbox="454 794 1261 895"> <tr> <td data-bbox="454 794 815 847">受け入れ人数</td> <td data-bbox="815 794 1261 847">実習生： 0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="815 847 1261 895">ボランティア： 0人</td> </tr> </table> <hr/> <p>現在のところ、実習生やボランティアについては受け入れできていないが、是非積極的に受け入れたいと考えています</p>	受け入れ人数	実習生： 0人		ボランティア： 0人	
受け入れ人数	実習生： 0人					
	ボランティア： 0人					
7 短期入所の併設について	<p>・地域で生活する障害のある方を積極的に受け入れているか。</p> <hr/> <p>建物の構造上、女性の短期入所のみとなっておりますが、積極的に受け入れており、相談数4件に対し4件利用（お断り0件）</p> <p>・緊急・一時的な支援等の受け入れに対応しているか。</p> <hr/> <p>緊急的な受け入れは現在のところ無いですが、ご家庭の状況やご本人様を取り巻く環境の変化等による緊急・一時的な受け入れは対応していきます</p>					

項目	【事業所記入欄】 具体的な内容	【市町村協議会等記入欄】 要望・助言・評価
8 相談支援事業者や他のサービス事業所との連携状況について	<p>相談支援事業所とは随時連絡が取れる体制であり、障害特性による対応方法での不明点を教えて頂いています。</p> <p>また、ホームからご本人様における良い情報（ADLや気分の向上等）を相談支援事業所へ提供しています。</p> <p>日中活動先に行かれている方の場合、連絡帳を活用し情報共有を行っています</p>	
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご利用者様の年齢層について：20代1名、30代1名、40代2名、50代6名 ・ 身体のご利用者様の内訳：右半身片麻痺2名、左半身片麻痺1名 ・ 職員の勤務時間：管理者・サビ管・生活支援員 8時30分～17時30分、日勤世話人9時～17時、夜勤世話人17時～翌9時 	

野田市地域生活支援拠点等運営会議の設置について

野田市地域生活支援拠点の面的整備については、令和2年4月に中核となる施設が開設したことにより、地域生活支援拠点に求められる5つの機能が整いました。

このことから、平成27年から地域生活支援拠点整備の課題を整理するための野田市地域生活支援拠点等整備準備会は、令和2年3月末で解散し、今後は継続的な地域共生社会を築く必要があり、運営の検証が必要であることから、野田市地域生活支援拠点等運営会議の設置を令和2年1月に開催した第3回協議会において、次のとおり了承されており、会長及び副会長が選任されましたので、正式に設置したいとするものです。

○野田市地域生活支援拠点等運営会議

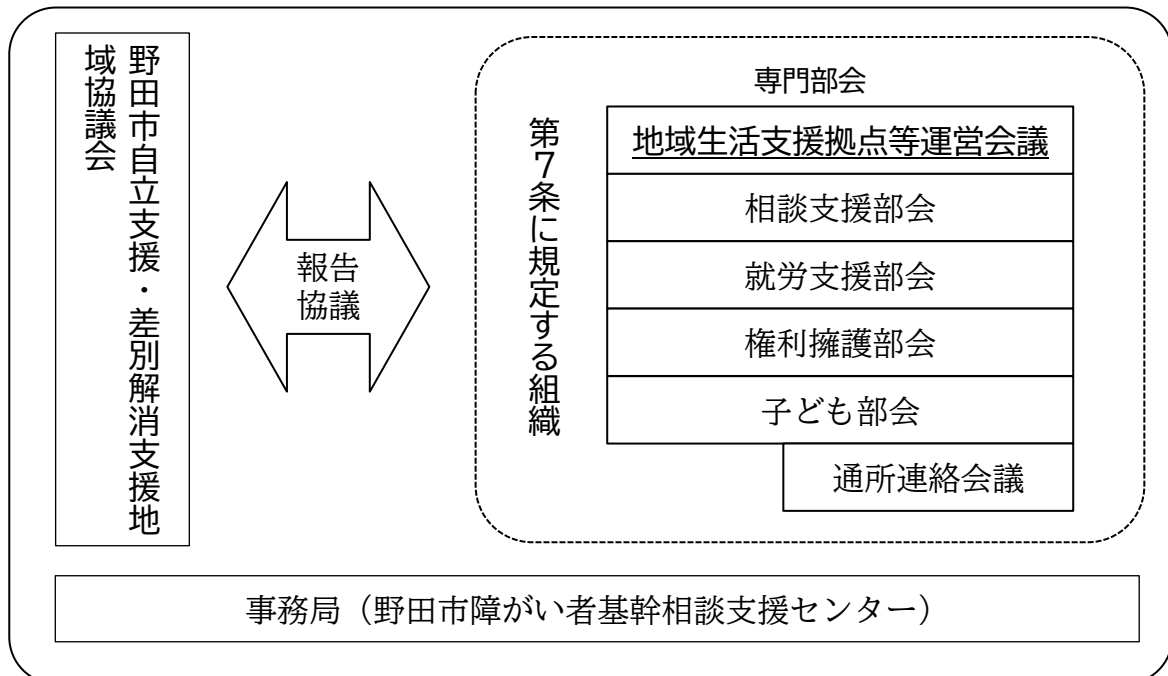
位置付け 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の部会

委員構成 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会から選出
会長、副会長、部会長4（相談支援、就労支援、権利擁護、子ども）
必要に応じ関係者の出席

事務局 野田市障がい者基幹相談支援センター（当分の間市が中心となり運営）

協議会と運営会議の関係

- ①地域連携の現状分析と課題の整理及び評価
- ②先進事例の研究
- ③今後の整備方針等の検討



【仮称】医療的ケア児者支援部会の設置について

国の基本指針に基づき、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画において、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける」ことを目標に掲げています。

この目標は、障がい者等への支援の体制を整備するために関係機関で構成された野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の考え方と同一であり、医療的ケア児者については、重度の障がいを持つ人も多いため、当事者及び支援者共に関係が深いことから、医療的ケア児者支援のための協議の場を自立支援・差別解消支援地域協議会の専門部会として保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関にも御協力をいただきながら、令和2年中に設置し、第1回の部会の開催に向け準備を進めたいと考えています。

1 【仮称】医療的ケア児者支援部会の設置目的等について

①設置目的

障がい福祉計画の目標に設定したとおり、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児に限らず医療的ケアを必要とする人やその家族が地域で安心して生活できる地域の支援体制を整備すること。

②協議内容

医療的ケアを必要とする人やその家族が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関において、情報を共有し必要な支援を検討する。

将来的にはあおい空やあさひ育成園等の医療的ケアの必要となる人が通所する施設での支援体制についても検討する場としたい。

③委員構成

活発な意見交換を促すため、協議会の規模は15名程度で別紙

2 今後のスケジュール

- | | |
|------|------------------------------|
| 7月3日 | 医療的ケア児者支援部会の設置を提案 |
| 10月 | 第2回自立支援協議会本会において委員案を提案 |
| 1月 | 第1回部会を開催 |
| 1月 | 第3回基本計画推進協議会において、第1回部会の開催を報告 |
| 2月 | 第3回自立支援協議会本会において、第1回部会の開催を報告 |

取組例

★療育支援ネットワーク会議

行政（障害福祉、子ども家庭・保育・子ども家庭、教育、保健）等

★医療的ケア連携協議会

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、研究機関、訪問看護、基幹相談支援センター、通所施設、行政（障害福祉、保健、地域医療、保育、教育等）

★医療的ケアを要する者（児）を支援する医療職連絡会（仮称）

区立通所施設及び民間通所施設の医療職、都立学校医療職、訪問看護、放デイ、地域医療機関医師、行政（保健・子育て・障害）等

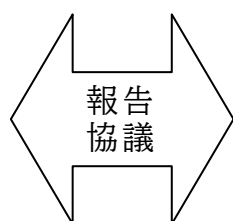
★自立支援協議会 子ども部会

行政、教育、医療機関（療育、精神分野）、相談支援事業所、支援団体、児童発達支援センター、放デイ（重心、知的、身体・知的）等

★自立支援協議会「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活WG」

医師会、学識経験者、障害福祉サービス事業所、障害者団体、当事者家族、訪問看護、保健所、相談支援事業所、保育園、発達センター、健康推進課

野田市自立支援・差別解消支援地域協議会



第7条に規定する組織

専門部会

地域生活支援拠点等運営会議

（仮称）医療的ケア児者支援部会

相談支援部会

就労支援部会

権利擁護部会

子ども部会

障がい児通所事業所連絡会議

事務局（野田市障がい者基幹相談支援センター）